

「難病」という表記の見直しを求める意見書

昭和47年10月に厚生省（厚生労働省）が制定した「難病対策要綱」が、我が国における難病に対する施策の根幹となっているが、いわゆる「難病」という言葉から連想させるものは、原因不明で治療法のない「不治の病」というイメージであり、さまざまな疾患や症状がある中で、社会では一律に受けとめられている。このため、就労可能な状態であるにもかかわらず、意欲・能力ともにある患者までもが、その就労機会を奪われている。また、就学や結婚、地域生活などにおいても、同様の不利益をこうむっている実態がある。

一方では、これまでに、「痴呆症」から「認知症」へ、「精神分裂病」から「統合失調症」へと表記が変更されたことにより、社会の偏見や誤解、差別の解消へとつながっていった実績がある。

「難病」についても、「難治性疾患」等のより適切な表記に改めることにより、同様の効果が期待できる。

「難病」という表記につきまとう「負のイメージ」を払拭し、さまざまな社会的不利益を患者がこうむっている現状を変えていく必要がある。

よって、国におかれては、このような患者の窮状を理解し、患者の社会参加等を推進するために、「難病」という表記の見直しを実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月3日

熊本県議会 議長 馬場成志

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
法務大臣	田中慶秋様
厚生労働大臣	三井辨雄様